

令和7年4月1日

受注者様

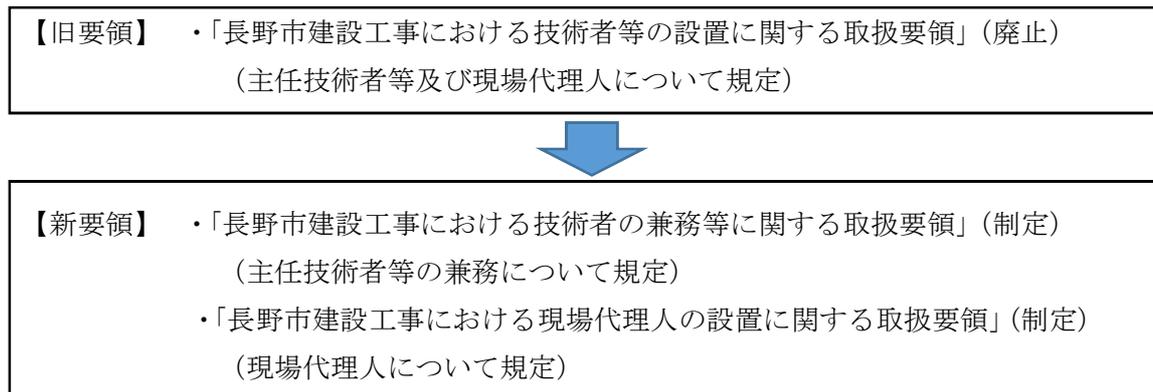
長野市財政部契約課

「長野市建設工事における技術者の兼務等に関する取扱要領」及び
「長野市建設工事における現場代理人の設置に関する取扱要領」の制定について

このことについて、下記のとおり取扱要領を制定しましたので、お知らせします。
なお、「長野市建設工事における技術者等の設置に関する取扱要領」（以下「旧要領」とい
う。）は廃止します。

記

1 要領の廃止・制定



2 旧要領との主な変点

(1) 長野市建設工事における技術者の兼務等に関する取扱要領

主任技術者等に関しては、一部事項を除いて、「監理技術者制度運用マニュアル」（国
土交通省・以下「マニュアル」と言う。）を参照していただくこととしました。

※兼務に当たっての要件等は、本要領及びマニュアルをご確認ください。

(2) 長野市建設工事における現場代理人の設置に関する取扱要領

現場代理人が兼任できる工事の金額を次のとおり改正しました。

旧要領	新要領
4,000万円未満	4,500万円（建築一式工事の場合は、9,000万円）未満

3 適用日

令和7年4月1日現在契約中の工事及び同日以降に契約する工事から適用します。